

在日米軍再編で横田基地はどうなるのか。

国から提示のあった在日米軍再編最終報告の横田基地に関連する事項については、「広報みずほ」6月号でお知らせしましたが、皆様からお寄せいただいたご質問やご意見などをもとに、町が得ている情報や考えをお知らせします。

Q 横田基地への自衛隊移駐により日米の軍事演習がされたり、ミサイル基地となったりしないか心配です。



A テレビの映像や新聞報道等では、戦闘機が飛び交ったり、米兵がジャングルで訓練をしている様子などが常に目にはいってきます。しかし、横田基地に移駐してくるのは、府中市の中心市街地にある航空自衛隊府中基地の航空総隊司令部です。ここは、隣接して芸術の森などがある静かな環境です。

横田基地では、現在でも日米の警護に係る訓練は実施されていますが、基地外への影響はなく、今後もその心配はないものと考えています。

また、ミサイルの配備はないと説明を受けています。

Q 航空自衛隊が移駐することにより、航空機騒音が増えるのではないかと心配です。

A 移駐する航空自衛隊の航空総隊司令部では、常駐機の配備はなく、司令官等の連絡機が飛来する程度と説明を受けております。著しく皆様の生活環境の悪化をもたらすほどの飛行回数や騒音が増加することが、万が一つでも生じるようであれば、国に対し改善を強く要望します。



Q 再編交付金が創設されるそうですが、瑞穂町は何を求めるのですか。

A 今秋の臨時国会で再編交付金が創設されると言われています。再編交付金の額や用途が決まりましたら、有意義に活用したいと考えております。

Q 入間基地の部隊が横田基地に配備されることはないのですか。

A 在日米軍再編に伴う配備はないと説明を受けております。現在、航空自衛隊の輸送機が定期的に飛来していますが、これはテロ対策特別措置法（米国同時多発テロ以降制定）に基づく空輸支援です。

Q 軍民共用化の検討を開始から12ヵ月以内に終了するとありますが、どうなるのですか。

A 在日米軍再編最終報告では、「軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討」とありますが、現段階では交通アクセスや民間空港のターミナルなど、付随する事業の問題について、具体的に示されたものは何もありません。軍民共用化による航空機騒音増大などの環境悪化に反対する立場から情報提供を求め、今後も反対の姿勢を貫きます。

在日米軍再編や横田基地問題については、町ホームページにも掲載しています。

問合せ 秘書広報課
TEL 557-7476

今後も横田基地に関する情報を集め、皆様の生活環境の悪化が増大しないよう対応していきます。



国民年金

7月から免除制度が変わります

4分の3免除、4分の1免除が追加

今までの免除制度は、全額免除と半額納付（半額免除）制度だけでしたが、7月より、新たに4分の1納付（4分の3免除）制度と4分の3納付（4分の1免除）制度が追加され、全額免除と3段階の一部納付制度に変わります。



この免除制度は、本人、配偶者および世帯主の方の前年所得が一定の基準以下（右の表参考）の場合、**申請することによって**受けられます。

免除が承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金受給資格期間に算入されます。

○老齢基礎年金額の計算にあたっては、保険料を全額納付した場合に比べて、4分の1納付期間は、「2分の1」、半額納付期間は、「3分の2」、4分の3納付期間は「6分の5」として計算されます。

○一部納付額が未納である期間は、免除が無効となり、年金受給資格期間への算入と年金額への反映はされませんので、ご注意ください。

○承認を受けてから10年までの間であれば、免除とされた保険料を納めることができます。

○保険料免除の承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を納付する場合は、経過した期間に応じて一定の額が保険料に加算されます。

免除の対象となる所得の目安（平成18年度）

	世帯構成			一部納付額 (月額)	年金額の 計算
	単身	※2人	※4人		
全額免除	57万円	92万円	162万円	—	3分の1
4分の1納付	93万円	142万円	230万円	3,470円	2分の1
半額納付	141万円	195万円	282万円	6,930円	3分の2
4分の3納付	189万円	247万円	335万円	10,400円	6分の5

※「2人世帯」は、夫婦のみで、夫か妻のどちらかに所得がある場合

※「4人世帯」は、夫婦と子2人の場合で、夫婦のどちらかに所得があり、子は16歳未満の場合

問合せ 立川社会保険事務所 TEL523-0351、住民課 TEL557-7579

生ごみ処理機器

購入費の一部を助成

購入費の2分の1

(上限4万円)を助成

においや衛生面で気になる台所の家庭ごみ。生ごみ処理機器を使えば、生ごみを堆肥にするなど、ご家庭でも処理ができます。



対象 町内に住所、事業所を有する方で、町内に

生ごみ処理機器を設置される方

対象機器

電動式乾燥型、電動式バイオ型、コンポスト容器、密閉式容器などごみの減量と堆肥化に効果があるもの



【申請に必要なもの】

領収書・保証書・印鑑をご持参の上、生活環境課へお越しください。

問合せ 生活環境課 TEL557-7706

生ごみ処理機器で処理した堆肥を引き取ります

ご家庭の生ごみ処理機器で、処理してできた堆肥をみずほエコパークで引き取ります。

開園中に園内の係員にお渡しください。

問合せ みずほリサイクルプラザ

TEL 557-5364

平成18年度から

国民健康保険税の税率などが変更

近年の医療技術の高度化などによる医療費の増加や地方税法改正に伴い、平成18年度からの国民健康保険税の内容が変わりました。その主な変更点と軽減措置についてお知らせします。

税率が変更

町の保険税条例が改正され、税率が変更になりました。

◆国民健康保険税の変更点一覧

変更点	区分	平成17年度 まで	平成18年度 から	増減
①所得割の 税率	医療分	4%	4.7%	0.7%増
	介護分	0.5%	0.8%	0.3%増
②資産割の 税率	医療分	23%	20%	3%減
	介護分	4%	2%	2%減
③均等割額	医療分	14,000円	17,000円	3,000円増
	介護分	6,200円	8,000円	1,800円増
④限度額	医療分	51万円	53万円	2万円増
	介護分	7万円	8万円	1万円増

年金所得に対する軽減措置

地方税法が改正され、年金所得に対する控除の計算方法が変わったため、経過措置として軽減措置があります。

対象…昭和15年1月1日以前に生まれた方で、公的年金等を受給している方

軽減の内容…公的年金等控除の適用があった方の軽減判定については、所得割額の算定基礎から、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を控除します。



詳しくは、税務課までお問い合わせください。

問合せ 税務課 0557-7519

PARTNER
パートナー

正に評価される社会を考えよう

アンペイドワーク (無償労働)

この言葉は、掃除・洗濯・炊事ははじめ、高齢者の介護や子育てなど、賃金の対象とはなりません。生活するために必ず必要な活動のことをいいます。

日本では、豊かさイコール経済の発展と考えてきた傾向があり、アンペイドワークが対価を伴う労働と同様に評価されてきたとはいえないものでした。

特に、乳児の子育て期などは、肉体的にも精神的にも多大な労力を費やしていることが、経済企画庁の調査で明らかになっています。

このアンペイドワークに注目し、子育てなどに関係する人の価値を再度確認することが必要です。

私たちが本当の豊かさを実感できる社会というのは、有償労働だけではなく、むしろアンペイドワークが正に評価され、それらに従事している人や、これから積極的に取り組むものとしていける社会なのではないでしょうか。



問合せ 企画財政課 0557-7469

—瑞穂町は、男女共同参画社会を推進しています。—

みずほ サマーフェスティバル 参加者募集

日時 8月19日(土) 午後1時～8時30分
※雨天の場合は20日(日)に順延します。

場所 役場西側道路周辺

対象

- ▶ 瑞穂音頭流し踊り参加団体
- ▶ 模擬店出店者
- ▶ フリーマーケット参加者

申込み

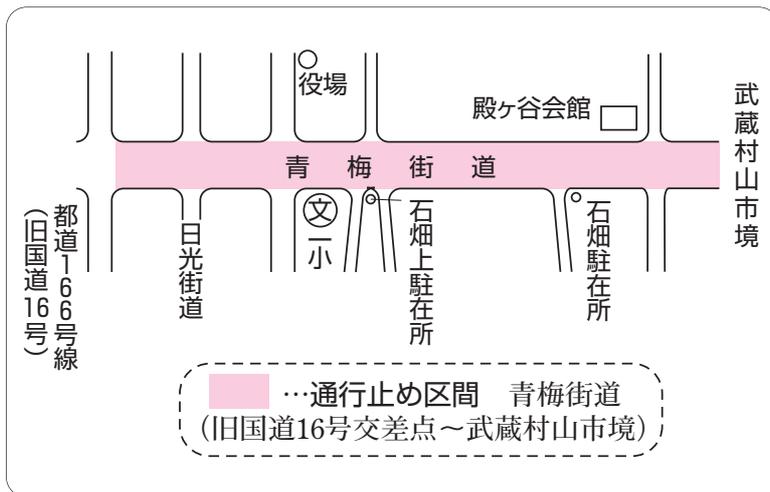
7月3日(月)から21日(金)までに観光協会
(商工会内)へ ☎557-3389



夏まつり 交通規制

次のとおり、交通規制が行われます。迂回にご協力ください。

7月9日(日) 午後2時15分～6時30分



…通行止め区間 青梅街道
(旧国道16号交差点～武蔵村山市境)

問合せ 地域振興課 ☎557-7610

西多摩衛生組合から

平成17年度 ダイオキシン類 測定結果

西多摩衛生組合では、国の基準に基づき、ダイオキシン類の各測定を実施しました。その結果について、ご報告します。

結果はすべて基準値を下回っていました。

問合せ
西多摩衛生組合管理課
☎554-2409

◆環境センター排ガス中のダイオキシン類測定結果 (単位: ng - TEQ/m³)

測定日 場所	平成17年				平成18年			
	6月21日	7月19日	8月22日	12月12日	1月23日	2月2日	2月27日	3月6日
1号炉	—	0.014	—	—	0.021	—	—	—
2号炉	0.032	—	—	0.078	—	—	—	—
3号炉	—	—	0.0059	—	—	0.013	0.016	0.012

※採取場所 各炉煙突排ガス採取口
※排ガス中ダイオキシン類法規制値…1ng - TEQ/m³
※公害防止協定期制値…0.5ng - TEQ/m³
〔*単位の1ナノグラム (1ng) は、10億分の1グラムです。〕

◆周辺環境大気 ダイオキシン類測定結果 (単位: pg - TEQ/m³)

測定日 測定場所	平成17年	平成18年
	8月22日～23日	2月2日～3日
瑞穂町立第四小学校	0.038	0.047
瑞穂町むさしの会館	0.032	0.058
羽村市立第三中学校	0.038	0.059
羽村市立松林小学校	0.036	0.059
羽村市あさひ公園	0.033	0.063

※環境基準値…0.6pg - TEQ/m³
(ダイオキシン類対策特別措置法)
〔*単位の1ピコグラム (1pg) は、1兆分の1グラムです。〕

国の基準では、年1回の測定(煙突から排出される排ガス)が義務付けられています。西多摩衛生組合では、年2回測定し、大気汚染の発生を最小限にするよう、努めています。